

JICA 環境社会配慮ガイドライン第十二回改定委員会

平成十五年七月十一日（金曜日）

午後二時開議 国際協力事業団 11ABCDEF 会議室

出席委員（敬称省略）

共同議長／委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
ビューロー／委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
ビューロー／委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター・ナゴヤ
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	佐々木 英之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長
委員	山崎 信介	農林水産省 国際協力課長
委員	櫻井 繁樹	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
	富本 幾文	国際協力事業団 企画・評価次長
ビューロー	鈴木 規子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長

欠席委員

ビューロー／委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長

-----◇-----

- **國島共同議長** JICA 環境社会配慮ガイドライン第 12 回改定委員会を始めさせていただきます。お暑い中、皆様お集まり頂きまして誠に有難うございます。お手元に一部資料が配られておりますが、その順番に従って進めたいと思います。最初に第 11 回改定委員会以降の事務報告ということで、事務局からお願い致します。
- **事務局 鈴木(以下 鈴木)** それでは、お手元の資料 2 ページ目を開いて頂きまして、事務報告をご説明申し上げます。まず、委員の交代がございました。農林水産省の委員となっておられました、木下委員が人事異動ということで、後任の山崎委員が本日いらっしゃっております。よろしくお願い致します。
- **山崎委員** 山崎でございます。よろしくお願い致します。
- **鈴木** あわせまして環境省の小川委員が異動で、本日田中委員がお見えになられております。以上 2 名の委員の交代がございました。もう 1 つ、事務報告がございました。この委員会の提言を起草することになっております、起草グループによる第 4 回の打ち合わせが 7 月 10 日に開催されました。そちらに明記されたメンバーがご出席されております。この JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言の骨子と、どのようなガイドラインになるのかというイメージ案について、打ち合わせが行われております。以上でございます。
- **國島共同議長** はい。ありがとうございました。小川委員には起草グループの取りまとめ役をして頂いておりましたが、今回交代されるのですが、何か一言ございましたら承りますが、よろしいですか。折角ですから、どうぞ。
- **小川委員** 環境省小川でございます。議論が佳境に入ってきたところで抜けるのは、大変申し訳ないところでございますが、後任者に引き継ぎたいと思います。もう暫くの間は、経過期間ということでお手伝いをさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。
- **原科共同議長** ちなみに新しい部署はお決まりですか。
- **小川委員** 私は総合環境政策局というところで、環境影響審査室長という国内のアセスの担当になりました。
- **原科共同議長** ぴったりですね。フォローアップをお願い致します。

-----◇-----

- **國島共同議長** どうもありがとうございました。今の事務報告について、何かございますか。よろしいですか。その次にビューローによる打ち合わせの報告をさせていただきます。お手元の資料 1 枚目をご覧になりながら聞いて頂きたいのですが、本日のビューローの打ち合わせでは、今日を含め今後この委員会の議論の進捗状況の運営について、打ち合わせを致しました。「II.手続き」を見て頂きますと、「情報公開」以下「モニタリング」、「フォローアップ」というのがございまして、さらに全体的なガイドラインの構成としては、その後に「III.実施体制」というのが大きな枠組みとしては残っております。大きい全体の工程を考慮して、今日は少し長く委員会を行いまして、引き続き来週の月曜日

にまた委員会を行います。ですから、今日と月曜の2回で、願わくは手続きと実施体制について、議論を一通りしておきたい。その全体的な皆様の議論の趨勢・内容に基づいて、少し間を置き、起草グループによって全体的なこの委員会の提言について、取りまとめをして頂きます。

それを8月7日の当日あるいは少し前に委員の皆様にご覧いただくことが出来ればと思います。その日の委員会と、もう一度8月21日に起草グループで作って頂いた成果物についての委員会を行うということで、全体的な内容については今日と月曜の2回について逐一審議を目指して行い、一回間において起草グループで作って頂いたものについて、さらに8月7日、21日に行いたいと思います。念のため8月22日も予備の委員会として取っておくということにしております。ビューローと致しましては、今のような工程で進めていこうということになりました。以上がビューローによる打ち合わせの報告なのですが、何か今の点についてご注意・ご意見がございましたら、受け賜ります。よろしいですか。

それでは、引き続きまして本題の論点の協議に入りたいと思います。お手元の資料を1枚めくって、右上に「EC.9/3 rev.」の手続きで、前回は「(2) プロジェクトの準備段階」までを、審議が完全に尽くしたかということは別にして、進めたということ先程のビューローの打ち合わせで認識致しました。幾分議論が残っているかとぞんじますが、差し支えなければ今日は「(3) プロジェクトサイクルの実施・監督段階」というところから、カテゴリ分類・情報公開のところまで議論を進めさせて頂きたいと思っております。その前に「(2) プロジェクトの準備段階」のところ、これだけはどうしてもということがございましたら、最初に承りたいと思います。よろしいですか。

それでは後でも結構ですので、「(3) プロジェクトサイクルの実施・監督段階」について、ここに事務局が作られました骨子案がございますが、何かご意見ございますか。

(3) と (4) について、プロフェッショナルな皆様に申し上げるのは蛇足かもしれませんが、お手元の資料「EC.9/3 rev.」9ページに開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトというそれぞれの分類ごとに特性があるということ、念頭に置きながら議論を進めてきたわけですが、今の部分は主としてJICAの仕事に関係するという意味では、技術協力プロジェクトに関連する部分が主たるものだという認識で、今作っているということでございます。原科共同議長、どうぞ。

- **原科共同議長** 確認です。國島共同議長がおっしゃったようなことだと思いますが、技術協力プロジェクトについてはJICAが実施監督と評価。無償資金協力では外務省がこれを担当される。括弧してJICAは実施促進を担当と書いてあります。これは具体的などのような違いがあるのか、実施促進についてどのような関わり方になるのか、もう少し具体的なご説明をJICAの方をお願い出来ればと思います。
- **國島共同議長** では、富本委員よろしいですか。
- **事務局 富本（以下 富本）** JICAの富本でございます。無償資金協力については、

JICA の関わり方、特に実施の段階におきましては、本体事業については外務省で相手国政府と E/N を交換し、それから業者の選定。業者というのは、全体をスーパーバイズするコンサルタント業者の選定。その入札図書の準備。そして入札、入札結果の審査、最終的な建設業者もしくは機材等を供給する業者を決めた上で、実際にプロジェクトが実施されます。その途中段階でも色々審査致しますが、最終段階で物が完成される、あるいは機材が据え付けられるといった段階での報告。こういったものを逐一コンサルタントから報告を受けて、その内容が適切なものであるかということを確認し、必要があればその内容について改正を求めることもございますが、それを外務省に報告する。さらには途中で何かの支障があって、状況が滞るといような場合につきましても、適切な指導をするというようなことを称して実施促進事業と呼んでおります。

- **原科共同議長** そうしますと、JICA の方が実際的には技術的なところを担当されて、責任母体は外務省。実質的には JICA が実施や監督をするということですか。
- **富本** まず実質的な技術の内容につきましても、相手国政府と実際に行っているコンサルタントがまず最初として、および最初のサポーターとして、機材を納入する業者あるいは建設を実施する業者に対して、スーパーバイズを行うことになっております。従って JICA は、それに対する事業が適正に管理されているかどうかということを確認するだけの事業でございますので、技術的なことについて深く関わることはございません。
- **原科共同議長** そうすると、技術協力と同じような感じでしょうか。
- **鈴木** それは、担当部の無償部が実際に来ておりますので、実際に担っている部署から詳しく説明させて頂きたいと思っております。
- **事務局 中村** 無償資金協力部計画課の中村と申します。まず無償資金協力の本体事業につきましては、これは資金協力という形になりますので、その資金につきましては、外務省が相手国の政府に対して、国際約束に基づき実施するということになっております。従いまして事業の実施主体は相手国になりますが、相手国政府は資金を使って、建物の建設あるいは機材の調達をするにあたっては、例えば建設会社あるいは商社、設計等の管理業務についてはコンサルタントと契約を締結することになるかと思っております。JICA が実施している実施促進業務の本来的な役割として、まずは、「契約の締結に係る調査・斡旋・連絡」というのが法的な位置付けになっております。それがまず契約が締結するまでのプロセスの実施促進業務ということになります。

それからもう一点は、契約が締結された後の、「契約の実施状況の調査」であり、契約書の意図の通り、実施されているかどうかを調査するという役割があります。これらが厳密な意味での実施促進業務ということになります。それと付帯するようなものが、いくつか今ご指摘がありましたように、契約が結ばれる過程には、入札が行われたりということもございますので、そういった手続きの確認に関わっているという形になっております。だいたい以上のようなことになります。
- **原科共同議長** そうすると、私の理解はこのようなことです。この技術協力プロジェクト

トの場合と無償資金協力の場合は、JICA の会議の仕方は変わらないということで、責任母体が違うという、このような理解でよろしいでしょうか。

- **富本** 富本でございます。技術協力プロジェクトにつきましては、先程の無償資金協力とは少し違いまして、実施主体の相手国政府のカウンターパート機関と JICA が共同して、技術協力事業を行うという意味では、かなり主体的に関与する場合があると思えます。無償資金協力につきましては、先程も申し上げましたが、本体事業につきましては相手国政府が実施するということですので、JICA はそれを促進するための支援を行うということでは、大分中身が違ってくるというように考えております。
- **原科共同議長** そうすると実施・監督というのは、JICA 自身が主体なのに監督というのは、少し変な感じがしました。何かワンクッションあるという感じを持ちましたが。
- **富本** 左側の実施・監督というのは、世界銀行の用語を使っております。まず実施という段階は、技術協力プロジェクトに当てはまると思えます。無償資金協力にはあてはまらないと考えております。監督という言い方が、この無償資金協力の実施促進業務そのものを言い当てているかということ、必ずしも全てを監督という言葉で表せるかどうかというのは、微妙かと思えます。やはり正確な言い方をすれば、実施促進というような意味合いが無償資金協力の場合は正確な言い方だと思います。
- **原科共同議長** そのあたりをうまく伝えられるような表現がいいと思えます。これはいかがですか。
- **富本** そのように思います。
- **原科共同議長** 分かりました。どうもありがとうございました。
- **國島共同議長** 言い忘れておりましたが、本日の議事・進行は共同議長の私が行います。今のお話を聞いていて、前から有償と無償を簡単に分けて考えるのは、どうも気になるという松本委員の考え方は、私もそう思います。今のお話を伺いますと、開発調査の時にこの段階にくると JBIC が行う。これは有償である。しかし資金を供与して何かをさせるということは、無償なだけである。色々なそれに対する日本の関与は、有償の場合は、JBIC という 1 つの組織の中で色々な仕事を分担して行う。無償の場合は、外務省と JICA がそれなりのことを分担して行う。要するに外務省と JICA が行うおおよその総枠の仕事の内容は JBIC が 1 つで行っているものと、基本的には同じものと理解してよろしいのですか。
- **富本** JBIC の方は、まず資金そのものを借款として実施されている。無償協力につきましては、資金そのものは外務省の予算としてございますので、それを供与するのが外務省の権限ということでございます。
- **國島共同議長** もちろんそれは分かっています。その事業に伴う、色々な心配となるようなことが起きるのか、大丈夫なのかという気遣い・気配り・心配ということに関しては、同じことだということでしょうか。
- **富本** 外務省と JICA が総体として、そのような案件が円滑に進むように、それぞれ目

配りをしている。その中で役割分担を外務省の指示に従って、JICA が担う部分があるということです。総体としてということです。よろしいでしょうか。

- **國島共同議長** はい。ありがとうございます。どうぞ、松本委員。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** メコン・ウォッチの松本です。二点あります。一点目は國島共同議長と同じで、JBIC の場合、もしお持ちであれば見て頂きたいのですが、モニタリングの項目というものがあまして、まさにプロジェクトサイクルでいうところの実施の部分に関わってきますが、かなり厚いモニタリングの項目があります。これはやはり、実施が外務省の責任であろうが、その指示に従って JICA が動こうが、やはり無償資金協力においても、この程度のモニタリングを確保する必要があるというように思っております。書き方はともかく、私自身改めて紙にして、この場起草グループに提出したいと思いますが、やはりカテゴリ A・B につきましては同程度のモニタリングが必要である。責任の役割については、日本政府と JICA の間でどう書き分けるのかということは、もう少し技術的なことと理解しております。それが一点です。

二点目はこの部分の開発調査について、私自身どこまで出来るか分からないので紙にしておりませんが、このような場合があります。もしかしたらご存知かもしれませんが、例えばタイのバンパコンというプロジェクトでございます。これは事前の予想外の冠水が起きました。タイのある地域が水に浸かってしまった。そこでタイの議会の中で、JICA の調査がまずかったというストレートな議論がなされています。私はきちんと調べていないので、もしかするとそれは単なる政治的なショーかもしれませんが、背景は分かりません。ただもしそのような事態があった場合、後で問題が起きたが、それは援助機関が行わず、結局例えばタイ政府ならタイ政府がその後に実施した、それは基本的に JICA が支援してくれた F/S に基づいてそれを設計した、という時に問題が起きたら？今後遵守の話で出てくるかもしれませんが、やはり調査がまずかったのではないかという指摘が出てきた時に、JICA としてこの段階で例えば調査を行う、そのような指摘があるのであれば、自らが開発調査をして、それに基づいて現地国政府が自分達のお金と意思で行ったプロジェクトではあるけれども、そこで JICA の調査が使われていて、それに問題があり、結果としてそのようなことが起きた場合、JICA として調査出来るのか。あるいは、確認作業が行えるのか。これは遵守との関係が出てくるかと思っておりますが、これについてどの程度可能性があるのか。それによって我々の提案の書き方が変わってくるかと思うのですが、その点どのようにお考えかをお聞きしたいと思います。

- **國島共同議長** どうぞ。
- **富本** 特に二点目の点でよろしいですか。このバンパコンの件について、詳細は存じ上げておりませんので、よく調べなければいけません、タイ政府が実施した。その結果、今おっしゃったような影響が出たとすれば、タイ政府としてどのような選択肢があるのか。これは JICA の計画に従って実施したかから、JICA の設計に齟齬があったという話になるのかという点は確認しなければなりません。JICA の調査のレベルというのは

F/Sでございますので、次の段階の詳細設計 D/D の段階。ここでかなりの仕様の部分というのは決まってきます。確かに場所の選定や、規模の大まかなものというものは、JICA の調査の中で決まっていくということは認めますが、この段階で瑕疵を問えるのかという問題が1つあると思います。

それからもう1つの可能性としては、これは出来てしまったあとの問題であります。出来る途中あるいはプロジェクトが完成した後の運営等について、技術協力を求めるというようなことがタイ政府の中で決まれば、その決定に基づいて専門家の派遣ですとか、必要なフォローアップについての技術協力を要請する可能性はあると思います。そういった場合に JICA としても、仮に JICA が責任を持って行った開発調査との関連が深ければ、そういったものに対する協力フォローというのは考え得ると思います。そういった可能性がございます。しかし、現時点では開発調査というものは報告書を提出した段階で、事業としては完成している。その後の実施の段階、それは他国政府の資金で行うのか、JBIC やその他の援助機関・金融機関の資金を借りるのかということは、タイ政府側（相手国側）の決定になりますので、そこから先に JICA が踏み込むというような制度には、今なっておりません。

- **國島共同議長** はい、鈴木さんどうぞ。
- **鈴木** 一点補足させていただきます。その点について、実は我々今日の資料「EC.9/3 rev.」6 ページに、「6.フォローアップ」というところがございまして、そこに協力終了後の追加的な支援という項目を1つ設けております。開発調査の本格調査までが、JICA の協力ということになりますので、その後になります。この2段落目に「両方の事業」とございまして、これは開発調査と無償資金協力の基本設計の部分になります。そのプロジェクトサイクルの準備段階以降というのが、繰り返し申しておりますが、ここの部分でございまして。終わっても別の機関が担当するけれども、JICA が事業実施主体の環境アセスメントの審査状況を確認するためのフォローアップを行う方法を検討する。

松本委員のご質問は、必ずしも環境アセスメントの審査状況ということだけではありませんが、JICA 自身の協力事業が終わったあとでも、何らかの必要に応じたフォローアップをしていかなければならないのではないのか。そのような認識はございます。今富本も申しましたように、どのようなやり方で行うのか。技術協力なのか。あるいは開発調査の追加的な調査になり得るのか。そこは検討しなければならないと思っております。以上でございます。

- **國島共同議長** はい。松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 確認ですが、そうすると若干重複しているというような理解になります。書き方としてここは手続きのところ、実施・監督段階もあり、さらに評価段階もあるけれども、しかしその段階は、後でモニタリングのフォローアップのところでもう一度出てくる。これはガイドライン上でどうなるかということは、後で精査するとして、要するにそこでは二重に書かれているという理解でよろしいですか。

- ◇-----
- **國島共同議長** よろしいでしょうか。ここは後でも出てくるということなので、(3)は一区切りにします。次に「(4) プロジェクトサイクルの評価段階」というところに移ります。議長として言い忘れておりましたが、今日はお手元に文書の資料として、農林水産省の木下委員からのペーパーと、松本委員 (FoE Japan) からのペーパー、事務局のペーパーがございしますが、農林水産省からのご意見は、この後のカテゴリ分類の議論のところで、必要があればご発言頂きますし、松本委員からのこのペーパーについては、このあとの情報公開のところでご説明頂くような形で進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。すみませんでした。それでは、(4) に戻りまして、プロジェクトサイクルの評価段階ということで、ここで言うところは松本委員 (メコン・ウォッチ) がおっしゃったように、後でモニタリングのフォローアップがあるということ、それから9ページの表、技術協力プロジェクトの一番右下の評価というところを基本的には念頭において、この事務局の原案は出来ているということでございます。何かご意見・ご質問がございましたら、どうぞ。
 - **原科共同議長** 今のご説明ですと、9ページのこのような表も付けると思いますが、少し表現を変えて、実施段階や評価段階では、その関与の仕方を括弧書きでもいいので、書いた方がいいと思います。

- ◇-----
- **國島共同議長** おっしゃるとおりです。一応これは案ということで、これがいいかどうかは別です。よろしいですか。では特にご意見ないようでしたら、一区切り致しまして、その次の2~3ページ「1.3 カテゴリ分類」、「1.4 カテゴリ分類に応じた環境社会配慮の確認と支援」というのがございまして、4ページ「2. 情報公開」の前の部分までにつきまして議論したいと思います。このあたりについては、前の委員会で全体的に鈴木さんから説明をして頂きましたが、ポイントだけ今一度お願いします。
 - **鈴木** ポイントだけでございます。基本的にこのカテゴリ分類は、JBIC の分類に準じております。そう申しますのは、特に開発調査等になりますと、JBIC の資金協力に繋がる可能性もあります。あまり日本全体として。色々なカテゴリ分類があるということは望ましくないということで、そうさせて頂きました。若干変えておりますのは、カテゴリ C のところです。
 - **國島共同議長** 何ページですか。
 - **鈴木** 2 ページ目の一番下です。「以下に属する事業は原則として、カテゴリ C に分類される」として、私どもでは「①教育訓練 (人的資源開発)」、「②保健」、「③栄養」、「④制度開発」、「⑤既存設備の維持管理」と世銀のカテゴリ C を参考に入れております。そこが基本的なカテゴリ分類の違いでございます。以上でございます。
 - **國島共同議長** 皆様から自由にご意見を頂く前に、先程お約束しましたように、「EC.9/8」農林水産省の木下前委員から一枚ご質問やコメントの紙を頂いております。

よろしければご発言下さい。

- **山崎委員** 全体の議論というのは、これからされると思いますが、私どもは役所の者ですから若干細かい点を確認するという趣旨でございます。先程鈴木さんからご説明があったように、基本的には JBIC の分類をベースに考えていくということでございます。①ですが、影響リストを例示されている。事業の中で JICA として行われる可能性が高いものを選んでいくということが前提だと思います。そうすると、順番に何か意味があるのかどうかということをお聞きしたい。多分ないだろうと思っております。もしないのであれば、いわゆる先程のオールジャパンで作っていくということで、2つの異なる順番を作ると、役所的に何か意味があるのかと非常に粗末な議論になりますので、このようなことは避けて頂くとありがたいという趣旨でございます。
- **國島共同議長** 1つずつお願いします。今の点は JICA から何かありますか。
- **鈴木** それでは一点だけ。セクターは確かに JBIC の方に、鉱山、石油、天然ガス開発、パイプライン等 JICA に入れていないものが入っております。これはまさに山崎委員がおっしゃられたように、JICA として携わるようなことがないというようなものを抜いております。順番については、それほど大きな趣旨はございません。農業開発、大規模な灌漑を伴うものというのは、非常に案件の数としては多いために、私どもでは上の方に入れたということでございます。それがこの順番の理由でございます。
- **國島共同議長** でも先程の冒頭に JBIC が決めたこのようなカテゴリ分類や、このような一覧表というものは、なるべく同じようなフォーマットだけにすることについてはいかがですか。
- **鈴木** 特にそれは、JICA で対象にならないセクターがあると思っただけのことです。大きな問題はないと思います。
- **國島共同議長** では、今のご意見を考慮して、再度ここは検討するということで進めましょう。その次をお願いします。
- **山崎委員** ②でございますが、規模の議論がされているということで、具体的な規模を想定しているのかという質問を作りました。前回までの議論を、私自身は直接聞いておらず、議事録等で見ていただけなので、この質問に対して出させて頂いているということをご前提に考えますと、多分この段階で規模を決めるのは難しいだろうということで、私どもも理解しております。もしそのようなことで、今議論が出来ないということであれば、結構でございます。あるいは具体的な数字をお持ちでしたら、参考までにお聞きするというごことで、この場では留めておいて、議論が進んだ段階で必要があれば議論させて頂きたいと思っております。
- **國島共同議長** 大変いい質問です。「大規模」とつけている趣旨と、今何か1つの数量的、あるいは状況的なある明確な認識が分かっているのであれば、ご説明下さい。
- **鈴木** 「大規模」の部分は、こちらのセクターそれから影響を及ぼしやすい特性のところだと思います。特に JBIC で「大規模」と使っていらっしゃるしまして、ここはそのま

ま使わせて頂いております。あえてどのくらい、例えば森林伐採が何ヘクタール以上だったら大規模という数値を設定するのが適当なのか。私どもでは、特に設定しておりません。もしそのご議論があれば、ご紹介頂きたいと思います。

- **國島共同議長** 澤井委員、どうぞ。
- **澤井委員** JBIC の澤井でございます。大規模の定義ですが、JBIC もガイドライン上では明確にしておりません。では運用上はどうしているのかということですが、各国（先進国、途上国も含めて）EIA を必須とする大規模なプロジェクトの定義を持っている国が非常に多くございます。例えば日本では、道路であれば4車線10キロ以上、あるいは2車線20キロ以上という基準があったり、それから水力発電でも湛水面積100ヘクタール以上ですとか、ECになるとまた違う基準があります。そのような数字がございまして。まず私どもで調査をした時に、途上国の基準は何か。EIA を必要としている要件はどのような規模のものかということを確認致します。

そして、それが著しく日本あるいは、国際的な基準と変わりがあれば、なるべく国際基準に合わせた形でEIA を求めていく。カテゴリAとして扱っていくというようなオペレーションをしております。ここで指摘されております「林業・植林」というものですが、我々も色々調べたところ、これについては明確な規模の定義というものはないようです。このような場合は、我々も非常に判断しづらいのですが、極めて似通ったプロジェクトの基準を代用したり、先方との議論を通じて、EIA の必要性を確認したり、そのようなオペレーションをせざるを得ない。基準がはっきりしないセクターも事実あるので、そこは先方政府との議論を通じて決めていくということになっております。

- **國島共同議長** そのようなことだそうです。
- **山崎委員** 多分それが現実的、かつ確実的なアプローチだと思います。そのようなアプローチをしているという認識だということの回答を承っておいて、何かあればまた質問させて頂きたいと思います。1つ言い忘れてしまったのですが、私どもは先程の鈴木さんのご説明を受け入れているので、JBIC と一緒だと言われて、それでおしまいなのですが、ちなみに私どもの理解では、林業というカテゴリはかなり広く、植林だけを分離するという事は若干違和感がある。分けた場合に、重複しない部分も確かにありますので、産業活動として行う以外の植林が、ここにはみ出てくるということだと思うのですが、そのような認識でよろしければ、我々の認識と一致するので、特段質問として残す必要はございません。
- **國島共同議長** はい、ありがとうございます。その次の「カテゴリ分類」のところは、カテゴリ分類のところでご説明頂くということでもよろしいですね。
- **山崎委員** それから、実は2の質問を出してて恥ずかしいのですが、趣旨を理解すると、必ずしも林業だということではなく、1のセクターに分類されているこのような行為が行われると、性質として大規模な伐採が行われるという趣旨で書かれている部分について、その規模を質問しているので、極めて質問としてふさわしくない質問をしてし

まったく、若干反省しております。この部分はそのような理解でよろしければ、質問として削除して頂ければと思います。

- **國島共同議長** 分かりました。ありがとうございます。田中委員。どうぞ。
- **田中委員 (JICA 国際協力専門員)** 今の規模につきまして、途上国の実際の例を、一カ国だけご紹介させて頂きたいと思います。最近関わる事がございましたカンボジアの環境省が作っております、初期環境評価、そして環境影響評価をする場合の指針では、例えばロギングする場合は 500 ヘクタール以上の場合は環境影響評価を行うことということになっております。それから、イリゲーションの場合は 5000 ヘクタール以上となっております。その他、林業や農業ではございませんが、国道の場合は 100 キロ以上、鉄道、港湾、空港。これら全てのサイズが EIA の対象になっております。以上です。
- **國島共同議長** ありがとうございます。例えば今のような規則というものは、500 ヘクタール以上のものは行うとなると、例えば 485 ヘクタールだという場合には、行わなくてもいいということになるのですか。
- **田中委員 (JICA 国際協力専門員)** 基本的には、そのようなことになります。
- **國島共同議長** 499 ヘクタールだと言い張ると、行わなくてもいいという規則なのですか。
- **田中委員 (JICA 国際協力専門員)** 日本でも、そのようなことはよくあります。
- **國島共同議長** もう少し現実的にうまい決め方というのは、皆さん深刻に考えて、名案がないのですか。
- **田中委員 (JICA 国際協力専門員)** ですから、例えば特にインパクトが大きいと考えられる鉄道・港湾などは、オールサイズになっております。短くても、長くても行います。これにつきまして、実際に環境影響評価制度が 3 年ほど、カンボジアの環境省で本格的に運用されています。現在、これをもっと厳しい基準にするという審議をしているとおっしゃっておりました。
- **原科共同議長** 今の件で、日本も過去はそうだったということは、その通りです。閣議アセスの時代はボーダーラインが一本でした。その後アセス法になりまして、環境影響評価法、アセス法の下では自動的にアセス対象となる第一種事業の他に、それよりやや規模の小さい第二種事業というものができまして、グレーゾーンもチェックします。グレーゾーンの幅を適切にとっておけば、今のようなことはほとんど起こりにくいと思います。

ただ残念ながら、環境影響評価法のグレーゾーンは狭いのです。4分の3くらいです。ですから、例えば道路の場合、一般国道は 4 車線 10 キロ以上が第一種事業で、第二種事業は 7.5 キロから 10 キロの間になり、少し狭いので問題かもしれません。ただ日本の場合で良いのは、地方自治体の制度がございますので、国の制度を補完する体制があるので、アセス法ではずれたら、今度は自治体でひっかかりますので、かなりカバー出

来るように今なりました。昔はそうではありませんでした。今は全国の都道府県と政令市が条例を持っておりますから、合わせてなんとかいけるだろうと思います。

- **山崎委員** 面積の議論がされておりますので、ご参考までにとということ、ご存知かもしれませんが確認という意味でお話ししておきたいと思います。伐採の場合、カンボジアの例を具体的に見ていないので分かりませんが、例えばプロジェクト全体として、500ヘクタールを伐採するということにかけるのか、それともある一定の期間に伐採する面積が500ヘクタールなので、インパクトが大きいということにかけるのかということを確認しておかないと、一般的には林業行為というのは、確かに地形が平坦であればかなりの速度で伐採が進みますが、場所によって一回に、あるいは一年に伐採される面積というのは、500ヘクタールを一遍に実行できるわけではないので、そのあたりは国ごとに明確になっているかと思いますが、単純に数字で言うと、どこの数字を言っているのか。一年間でできる伐採の面積なのか。全体の計画なのかということ、色々議論を要する。先程グレーゾーンというお話もありましたので、相手国政府と議論をしていく中で、見えるところだけで議論してしまうと逆の意味で誤ったことになるのではと思います。
- **國島共同議長** 分かりました。今のペーパーの最後にカテゴリ分類に関するご質問がございますので、引き続きお願いします。
- **山崎委員** これはJBICとJICAが担当している部門が違うということで、結果的に事業の規模がおのずと違ってくるということもあって、金額で分けるということは、なかなか難しいということがご回答だと思うのですが、よし悪しは別にして、金額で分けるというのも1つのカテゴリの分け方、事業の規模を示す方法なのではないか。今回見せて頂いたものは、事業の性格付け。分けられていること自体を否定するわけではないのですが、金額によってその事業の規模のインパクトを考えるのも、1つのアプローチなのではないかと思います。従って、金額がどうこうということではなく、金額で分けるということについて、あえてしないのは何故かという趣旨の質問です。
- **國島共同議長** なるほど。どうぞ。
- **鈴木** こちらは、JBICの方はこのような金額で円借款の要請（いくらでの資金要請）という決まった金額の要請がこられて、それに対して借款を行うかどうかという判断で、まずはプロジェクトを見て、カテゴリ分けをしていくということになるのだろうと思います。JICAの要請の場合は、非常に上流部分でございますので、確かに要請金額等、無償資金協力には入っておりますが、必ずしもその金額がJBICで線が引けるほどの確かな金額と同じレベルの制度の要請かということ、実際要請を受けてJICAで予備調査を行ったり、基本設計調査を行うということで、数字がかなり変わっていく。例えば極論ですが、10億円と言っていた案件が、実際に調査を試みたら非常に小さくなって、5億円になってしまった。また、逆ということも当然あると思います。一定程度の金額で線を引くということも1つの目安かと思いますが、JICAの場合は金額が決まるまでの前

段階で、実際にカテゴリ分けをしていくということになりますので、あまり金額として、この金額以下はCと言ってしまうのは、かなりあてはめるのが難しいのではないかと思います、我々ここは取っております。

- **國島共同議長** はい。ありがとうございます。では、松本委員どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** すみません。JBICの中で金額の上限を決めたという背景と致しましては、実はJBICでは円借款だけではなく、輸出事業も入っております。その輸出事業の中で、OECDの輸出事業のワーキンググループの中で、共通のガイドラインを進めております。その共通のガイドラインの中で、入れられているドラフト、今まだ固まったものではないのですが、その中に入っている数字というものが、10百万SDR相当以上のものを環境審査の対象にしようということになっております。

それを参考にするという形で、JBICでは全部金額で切ってしまうのではなく、まず環境のスクリーニングをきちんとして、この金額以下のものでも環境への影響が非常に大きい場合は、AかBにしようという判断です。ただ輸出事業の場合、非常に金額の細かい輸出の案件がございますので、それも全部環境審査の対象にするのかということが議論になりまして、それであればその一定の金額以下のものはカテゴリCで、それでも影響の大きいものは、やはりAかBにする必要があるという背景で、このような数字が入っておりますので、少しJICAの場合は思いが違うのかと思います発言させていただきました。

- **國島共同議長** なるほど。ありがとうございました。澤井委員、どうぞ。
- **澤井委員** 鈴木さんのコメントの確認ですが、カテゴリというのは初期の段階と、スコープがきちんと確認できた段階で、変わるものではないというオペレーションですか。変えるものですね。そうすると、金額もある程度固まった時点でのカテゴリの見直しがあってもいい。その場合は影響が少なく、金額が小さいものであれば、Cという扱いでも構わないということも、あり得るのではないかと思います。最近イギリスのDFIDが環境ガイドを出したと思うのですが、そこは有償ではなく無償が結構入れられているところですが、確か記憶に間違いがなければ、百万ポンドという仕切りをつけていたかと思います。ご参考まで。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **鈴木** DFIDのことは早速確認させていただきます。情報ありがとうございます。金額が実際に、直接的に関係してくるのは、おそらく無償資金協力だと思います。開発調査はF/Sの段階ですので、実際に本格調査の過程で、カテゴリ分類がされてものに応じて、開発調査を行っていきます。無償資金協力の場合、金額が確定するのは、かなり最後の段階、基本設計の後半段階になって、最終的に金額のだいたいのものを見て、規模設定をしていきます。我々の今の段階では、無償資金協力でもカテゴリAは無償の枠組みで扱うのは難しいと考えております。

カテゴリBであったとしても、予備調査の早い段階で、なるべく環境社会配慮をして

いこうという考えですので、予備調査の段階で、すでに環境社会配慮が終わってしまいますと、基本設計まで進み、金額が確定した時点でやっぱり C だったというような、そのような分け方は金額的な規模としてあるかもしれません。実質的に金額が固まる時点では、もう既に主要な環境社会配慮は終わっているのではないかと考えまして、あえて数字を入れなくてもいいのではと思っております。

- **澤井委員** モニタリングのことを考えると、工事中あるいは終わったあとにどの程度、どのような項目についてモニタリングをするかというのは、カテゴリ別に差があってもいいのではないかと思います。その意味では、スコープが確定した段階でのカテゴリの見直しがあって、その後の扱い方に差をつけていくということも、1つの考え方ではないかと思います。
- **國島共同議長** そうですね。改めて「1-3 カテゴリ分類」と、「1-4 カテゴリ分類に応じた環境社会配慮の確認と支援」、ここについて何かございましたらどうぞ。
- **国際航業(株) 田島氏** 国際航業の田島です。別紙1の環境及びセクターというところで、1つ上水道はどこに入るのかということをおもうわけです。その11番に、水力・発電・ダム・貯水池とありますが、これは水力発電に関するダム・貯水池のことなのか。上水はどこに入るのかということです。それからもう1つ、大規模なものと言っているのですが、非常にクリティカルな水が乏しいところでは、大規模という表現だけではフォロー出来ないのではないかと。水が少ない水系で、水を取る場合に非常にそこではクリティカルな問題が生じる可能性があり、少しの水量の取水でも大きな影響を及ぼすことがある。そのような場合は、どうするのか。そのような場合は、大規模だけの表現でいいのかということです。それからもう1つ、JICAの1995年くらいに開発調査のガイドラインという項目で、20セクターで開発ガイドラインが作られております。それと今回のセクターの分類の整合性を取った方がいいのではないかと思います。
- **國島共同議長** 整合性を取るということは、どのようなことですか。
- **田島氏** ガイドラインは20セクターということで、開発調査のガイドラインが前に作られております。それと今回のこの分類ということの整合性を取った方が、分かりやすいのではないかとというのが私の意見です。地域総合開発というものが、前のガイドラインではあったと思いますし、そこでは上水道や下水道というようなセクターに分かれております。今回、河川というセクターは何を意味するのか。河川セクターとはどういう開発行為を指すのか、分からないところでございます。
- **國島共同議長** はい、分かりました。ご事情はよく分かりました。これは検討するべきだと思います。今すぐに答えられるのであれば、今の上水道の項目のことで検討し、一生懸命色々な名前をリストアップされたと思いますが、今のご意見を基に、もう一度よく見直していくということにしたいと思います。何かございますか。
- **富本** おっしゃるとおりで、ここはJBICとの整合性を念頭に置いた上で、JICAに直接関係ないものを切った形になってしまっておりますから、今こうなっておりますが、

確かに上水道の場合、今おっしゃっていたような小規模な場合でも、自然環境・社会環境の問題がございます。色々な部族の争いなどもございます。20 セクターのガイドラインについてはオペレーショナルな意味で、より細かい分類で作っていった方が、実際の案件を検討する時に、非常にやりやすいだろうということでもございました。それは、委員会でのご意見を承った上で、さらに検討していきたいと思っております。

- **國島共同議長** はい、澤井委員どうぞ。
- **澤井委員** このセクターの例示なのですが、JBIC のガイドラインにも上水道というものは入っておりません。というのは、セクターという切り口で見ると、上水事業というのは、それほど影響を及ぼしやすい事業ではないだろう。ただ、それをするによって、住民移転が発生する、他の特性ですとか、どのような地域で事業をされるのかというそのような切り口で見ると、影響を及ぼしやすい事業になり得るということで、セクターの例示として上水は挙げておりません。
- **國島共同議長** はい、ありがとうございます。他にこの本題のカテゴリ分類と、それに関する確認と支援について、何かご意見ございますか。どうぞ、松本委員。
- **松本委員 (FoE Japan)** すみません。カテゴリ分類の環境保全を目的とする事業に関連してのことです。
- **國島共同議長** どこですか。
- **松本委員 (FoE Japan)** ごめんなさい。3 ページの米印がついている真ん中のところです。そこに環境保全を目的とする事業は、A・B・C 以外にカテゴリ分類をする必要があるのか議論した方がいいというところでもございましたので、それについて意見を述べさせて頂きたいのですが、環境保全を目的とするものでも、十分な環境配慮が必要な案件、先程お話がございましたが、水を供給するというようなことでも、十分な環境配慮が必要な案件、あるいは社会配慮が必要な案件というものは、考え得ると思いますので、やはりこれは別項目という形ではなく、通常の A・B・C と同じ形の分類をする必要があると思います。
- **原科共同議長** 私もそれは賛成します。前にも同じような意見を言った覚えがありますが、これはこのようにしない方がいいと思います。
- **國島共同議長** 今の件について、何かございますか。どうぞ。
- **澤井委員** JBIC の例でご説明しますと、いくつかカテゴリを Web サイトで紹介しているので、ご存知の方も多いかと思いますが、環境にいい影響を与えるはずのプロジェクト。これはほとんどが B カテゴリで扱うケースが多いです。上水にしても、植林事業にしても、B としてモニタリングをする。やり方を間違えば破壊に繋がるので。ただ事業そのものについては、環境改善に繋がるものというのは B として扱うケースが多いということが、これまでの経験でございます。
- **國島共同議長** 分かりました。はい、片山委員どうぞ。
- **片山委員** 先程の上水道の扱いの件ですが、これはどうなるのでしょうか。と申します

のは、先程富本さんがおっしゃったように、社会的影響・自然的な影響というのは、ケニアのナクル湖のフラミンゴの問題で、1つの原因として上水道が問題だということで、JBICとJICAで平成12年ころに調査されております。そのようなことで、このあたりの上水道について、一般的な影響を起しやすいかということは別にして、やはり念頭に置くべきではないかと思えます。

- **澤井委員** 上水道事業もBとして扱うケースが多いです。ただ用地取得ですとか、住民移転が伴うということであれば、影響や特性という切り口から見て、カテゴリAにする場合もございます。
- **國島共同議長** この、差し当たり議論が終わったあとの原案については、今の両方の立場のご意見を斟酌して頂いて、起草グループで原案を作って頂くのを待ちたいと思います。はい、どうぞ。
- **田島氏** 田島と申しますが、これはJBICの円借款の対象となる大規模なものを想定しておられるので、今JICAで行っている無償の対象となる小規模で、セクターで影響を及ぼすことをイメージして、もう少し書き直した方がいいと思いました。無償を相手にするようなセクター分類ではありません。そう思います。
- **國島共同議長** はい、ありがとうございます。他に何かございますか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 今の件はその通りだと思いますが、今澤井委員から非常に現実に則した参考になるようなお話が頂けたので、そこに乗るような形で1つ伺いたいのは、事業と不可分一体のものではあるけれど、対象にならないものが入っている場合。具体的にいうと、用水路整備でダム部分は現地政府が行うでも上水整備のところがこの事業になる。例えばそのような時のカテゴリ分類はどうしているのか、1つ関心があるので教えて頂きたい。

2つめは、このカテゴリC。JICAの方のカテゴリCの3ページ目の「⑤ 既存設備の維持管理」。確かに世銀の中ではそうなのですが、これは実を言うと火力発電所の改修工事ですとか、そのようなものも維持管理に入るのか。どこまでが維持管理なのか。例えば改修工事の対象によっては、維持管理は相当大きな規模になり得ることもあるかと思うので、ここをどのように捉えているのか。もし澤井委員の方でご経験があれば教えて頂きたい。

それから3つめが議論になっていて、中途半端ですが、カテゴリ分類で社会影響をどう取り込むかという議論がまだ成されていない。この中では、環境への重大な影響しか入っていない。住民移転や一部社会面が入っておりますが、この点についてはきちんと案を持って、このような部分はカテゴリ分類に入れるべき社会影響ではないかというものを、月曜日までに持ってこようと思います。私は入れた方がいいと思います。以上3点です。

- **國島共同議長** はい。どなたか、事務局からございませんか。

- **富本** はい。まず第一点目。仮に日本ないし JICA が上水施設を行い、ダムをどうするのかという話になりますと、これは事業ごとの観点から言えば、要請されたものだけを見ればいいということになりますと、今言った B や C になってしまうかもしれませんが、より全般的な、マスタープラン的な観点から見るとすれば、当然ダムのことも入ってくるだろうと思います。従ってこの委員会での議論が、どの方向に向かっているかというのはまだ見えませんが、いわゆる原科共同議長がおっしゃるような形に持っていくとするならば、全体計画というものを見ていく必要があるのではないかと考えております。

それから二点目ですが、確か JBIC からのご質問があったかと思いますが、無償で言えば今行われているのがリハビリ無償です。火力発電所・水力発電所の施設が古くなったものを改修するという部分について、それも案件の規模・特性に基づいて、場合によっては B、場合によっては A ということになる可能性は高いと思われます。既存の施設が以前、そのような環境審査を受けたらという前提から、ここでは特段必要ではないのではないかと考えております。これも従って、JBIC の言い方に従えば、案件に基づいて必ずしもそれが一足飛びに C になってということではなく、案件の特性によっては B ないしは A にするというのを、実施の段階で考えていかなければならない。基準は基準としてあるけれども、案件ごとにしっかり見ていって、これは分類としては C だけれども、場合によっては B や A というように考えるという仕組みをこの中に入れていくことが、より確実にそのようなことを行えるのではないかと考えております。三番目の社会影響についてはおっしゃるとおりなのですが、例えば地域のところで少し社会環境について触れております。

- **國島共同議長** どこですか。
- **富本** 8 ページ「3.影響を受けやすい地域」の(2)に「社会環境」というようなことで、考古学的・歴史的・文化的に固有の価値を有する地域。少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域というようなことで表現はしてあるということでございます。何かご意見があれば、是非出して頂きたいと思います。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **山崎委員** すでに議論されているのではないかと不安があるのですが、先程無償資金という性格に基づいて、事業規模なりを考えるべきではないかというご趣旨のご発言だったのではないかと思うのですが、それは資金の性格上、関与の仕方が全く違うということもあるのですが、実際に相手国政府として行う場合には、資金の種類ではなく、行われる事業や全体の事業規模で決まるのではないかと思います。そうすると、無償資金のカテゴリだとか、有償資金のカテゴリだとか、基本的にどのような概念の差を求めているのかが、私は分かりません。もちろん日本国政府としての関与の仕方、あるいはグラント等の差はあるというのは分かるのですが、もしそのような議論が終わっている

のであれば別ですが。

- **國島共同議長** 私の理解するところは、本日の資料 9 ページに開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトで、今おっしゃったような意味での本質的な差はないことが多々あるものの、今回は JICA という 1 つの組織の環境社会配慮ガイドラインということに、特化して話すと言うことで、冒頭今おっしゃったようにこの 3 つのカテゴリを、包括的に扱うというような形で、基本原則から手続きまで議論を進めてきたのですが、今言ったように JICA というここに焦点を絞ると、時と場合によっては分類しつつ議論せざるを得ないところも出てくる。

しかし今おっしゃったように、分類せずに議論できるところは、出来るだけ分類せずにするという原則で進めてきていると理解しております。ですから、おっしゃったような認識で結構だと思います。他に今のカテゴリについて、私は例えば A・B・C については、JBIC からきているということですが、JICA はそれ以外のこともおやりになられているのですから、例えば極端な議論かもしれませんが、開発調査に関してはこれでいいかもしれませんが、無償と技術協力は全く違ったことを考えるというような意見もあるのかと思ったのですが、全然そのような意見は出てこないの、皆さんこのような形でよろしいですね。

- **田中委員 (JICA 国際協力専門員)** JICA 専門員の田中ですが、今國島共同議長がおっしゃられた件と、山崎委員がおっしゃられた件の 2 つに関しまして、関係することをお話したいと思います。まず、私は以前から申し上げてきたのですが、無償資金協力の案件数の中で A カテゴリに入るのは、現実的にほんの少しです。本来それは、無償で行うスキームでやらずに、有償資金協力で行うような開発計画という場合も時々あります。その場合、現在は開発調査を先に行って、その中で環境配慮をしながら、次のベーシックデザインに入っていこうというスタンスに今移りつつありますので、そのような意味では私はおっしゃられた通り、開発調査のスキームのカテゴリ A・B というのがきちんとすれば、無償案件で同じようなことがございまして、それが十分適用出来るとそのように思います。

それから、技術協力プロジェクトにつきましては、さらに環境配慮について今議論しているような大きなインフラのような開発計画と比較しますと、環境配慮で問題になるような件数というのは、少なくなっております。ですから、私は最初から申し上げてきたのですが、やはり開発調査というのをメインで考え、それをそれぞれ無償、あるいは技術協力プロジェクトで環境配慮が必要となるようなものについては、その部分で配慮していく。例えば無償資金の中でも、病院を作るといった場合に医療系の廃棄物が出ますので、その焼却処理をきちんとし、どう処分していくかといった配慮は、当然無償資金協力の規模の中でも必要になってきます。そういった対応をしていくべきだと思います。

先程上水のお話がございましたが、もし上水が多目的ダムで灌漑用・上水用・発電用

の中で考慮される場合に、ダムがなかなか難しいという状況であれば、井戸を掘るのか、溜池を作り、それを上水源とするのかという議論が出来るような開発調査をきちんとしていく方が、最初の段階で重要だと思います。そのためには、カテゴリを分けるための基本情報が先方の政府から送られてこない限り、カテゴリ分けさえ出来ないと思います。これは何回も申し上げてきたとおりで、そのような意味では要請書の中に、きちんこのカテゴリを判断できる環境社会配慮の基本情報が書かれている。これがまず一番大事だと思います。これは何度も繰り返してきたことです。以上です。

- **國島共同議長** はい、どうぞ。
- **原科共同議長** 今、國島共同議長がおっしゃったようなことで考えますと、この委員会の中の議論で、戦略的環境アセスメントの議論が度々出てきましたが、田中専門員がおっしゃったことと関係しますが、開発調査の中でマスタープランや、上位の計画、総合計画、あるいは部門別の政策。そのような形成にも JICA は関与されますね。それは JBIC と大分違いまして、JBIC の場合は事業段階がほとんどです。ですから、そこは大きな違いだと思いますから、これらはまさに SEA の対象ですから、そのようなものに対する分類が必要だと思います。JICA の特性に応じたものが、ここで抜けておりますので、ここは是非お考え頂きたいと思います。
- **國島共同議長** はい、澤井委員どうぞ。
- **澤井委員** 先程の松本委員のご質問にあった、JBIC のオペレーションについてご紹介致します。まず関連事業ですが、ガイドラインの中には環境社会配慮を検討する影響のスコープというところで、プロジェクトの直接的・即時的の影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で派生的、二次的影響、累積的影響も含むと書かれております。これは JICA の考え方と同じわけですが、この部分をどう解釈するのかというところでございます。非常に私達は悩みながら行っているというのが現実でございまして、例えば先程例に挙げられました上水道とダムの関係。これは不可分だということであれば、我々はダムの影響を確認しない限り、事業には手を出しづらいと思います。

他の例でありましたのは、火力発電所を IPP で行って、送電線を借款の対象にしてほしいということもございました。火力発電所の場合はダムと違って、だいたい影響は予見できるものですから、そのような場合は行っても構わないだろうという判断があったり、そこはケースバイケースではありますが、不可分なものであり、影響がある程度考えられるのであれば、そこはきちんと調べるといった対応をとっておりまして、それをガイドラインのどこの根拠に求めるかという、検討する影響のスコープのところで行っているということでございます。

それから、維持管理のところでございますが、JBIC のガイドラインにも既存設備のメンテナンスは C だと書かれておりまして、これはあくまでも例として書かれていますが、電池を取り替えるような機器のリプレイスで、他に何の影響もないということであれば C と扱えますし、そうすることによって他に影響があると予見されるのであれ

ば、それに従ったカテゴリを分類するというオペレーションになります。社会影響については、先程富本委員の方からおっしゃられた通り、社会影響の特性がガイドラインにございます。以上です。

- **國島共同議長** はい、松本委員どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 起草グループに入っているのですが、その後のことも頭に入れて議論をしているのですが、つまり今澤井委員がおっしゃられたことは、いわばカテゴリ分類の時ではなく、その後スコーピングなどを行ってみて、その中で分かってきた段階で、どのような配慮がさらに必要かというようなことが出てくるという理解でよろしいでしょうか。
- **澤井委員** JBIC の場合はある程度、ザ・プロジェクトというスコープが明らかになった時点で要請が上がってくるわけですから、ダムがなければ上水は出来ないというスコープが割りと明確にはっきりしております。分からない、あるいはそこにダムではなく井戸を掘りますという代替案を検討する段階で、我々が融資を検討するという話ではありません。そこは JICA よりもクリアカットな議論がしやすい立場だと思います。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** そう考えると JICA で、どう書くかは別として、現実的なのは、ある程度カテゴリ分類が一般化されている、オーソドックスな方法を適用しつつ、事前調査・要請段階と情報が煮詰まってきた段階で、適切に社会配慮も見ながら、もう一度カテゴリをしっかりと見直すということが現実的だということに、今の澤井委員のお話を聞くと思いました。そうすると、おそらく JICA では適用可能だということになるのだと思います。
- **國島共同議長** 今の松本委員がおっしゃったことを、私もそう出来れば素晴らしいことだと思うのですが、普通日本の行政というのは、前の人がしてきたことを変えるとか、違うことをするというのは、絶対してはいけないという暗黙の了解のところがありますが、大丈夫でしょうか。今おっしゃったようなことを、大らかに進めなさいと言われても。
- **鈴木** そうでなければ、このガイドラインを作るための議論を、ここでこうしていることが意味のないものになってしまいます。我々も、今手続きのところで議論されて、考えておりますところは、スクリーニングの情報を集めるのはそうですが、様々な過程を通じて、一旦行ったカテゴリ分類も見直すということも入れております。それは個々の一番適切だと思われた段階で、もう一回見直しましょうということですので、そこは一回 C と決めたら、ずっと C にしがみつくようなことは決して考えておりません。
- **山田委員** よろしいでしょうか。私も同じようなことなのですが、むしろ私が前回や前々回の紙で申し上げたのは、最初の段階ではカテゴリーがどうなるかとか分らないのだ。とりあえずついてくるけど、それは変わり得るのだ。むしろ最初の段階で関係者が縛られすぎますと、まずいので、色々な形で情報を集めましょう。そのような形でしておりますということです。JBIC が色々な形の F/S 等情報を集めた段階で、融資

を検討するかどうかというのとは違って、JICA や外務省の無償資金協力等もそうですが、初期の段階ではまだ良く分からない段階からスタートして、C が B になったり、B が C になったりということは、むしろ通常であるというようなことでございます。

- **國島共同議長** ありがとうございます。どうぞ。
- **富本** 國島共同議長が大丈夫かと言われて、胸を張って大丈夫と言いたいのですが、それは多少の時間とトラディショナルな組織を変えたり、仕事の仕組みを変えたりということがございますから、もちろんご提案頂くものについて、理想像として、目標として行いたいと思いますが、そこに到達するまで時間は多少かかると思います。

それから松本委員のご指摘、あるいは原科共同議長のご指摘を考えて、要するに何が問題かということ、上がってくる要請案件(プロジェクト)が、寝耳に水のものが多くて、それで事前に調査を取らなくてはならないということなのですが、私は戦略的アセスには個人的に賛成で、要するにそのような状況ではいかん。そのようなことも含めて、あらゆる関係セクター全体を見渡した調査が必要である。その中でこのプロジェクト、円借款、無償案件、技協案件というのは関連付けられて、体系的に出来るだけ環境社会配慮が必要ないような、影響が少ないような形に仕上げていくという作業が本当は必要なのではないかと思えます。

そのような意味では、開発調査というのが、出来るだけセクターの方に、よりプログラムの方に、より上流の方に寄っていくという方向性を見出していきたいと思っております。課長がいらっしゃいますので、そのようなお願いしたいと思っております。つまり、上水道が要請された。ところがダムの問題はどうなのか。水源の問題はどうなのか。水源の地域の住民の問題はどうなのかということは、実は今の段階ではプロジェクトの範囲内でしか検討出来ません。より上位にいけば、そういった問題も配慮できるということなのです。そこが十分に、マンデイトが与えられているかどうかということはあると思いますが、本来であればそのようなことに立ち返って考えなければならない問題だというように考えております。以上です。

- **國島共同議長** はい、ありがとうございます。どうぞ。
- **原科共同議長** すみません。補足として今の件について申し上げますと、上位の計画、総合計画等がございますが、より具体的には、広域の土地利用計画というのが大変大事だと思います。EU で SEA の指令が出まして、来年 6 月までに加盟 15 ヶ国全ての法制化が進みます。その中で出てきた議論で、最初の段階から段々案が変わってきて、概念が広がってきたのですが、最初の時の議論は土地利用計画がメインだったのです。具体的にやりやすいのです。そのようなものは、是非扱うようにして頂く方がいいと思います。EU ではその後の協議で政策が入り、概念がもっと広がりました。そのようなことで、そういったルールも EU で出来ておりますので、これは、良い参考になると思います。
- **國島共同議長** 河野委員、どうぞ。

- **河野委員** 先程富本さんがおっしゃった、個別の案件だけを取り扱うとすると、まさに全体が見えなくなる。そしてセクターワイドで開発調査をかけるということは、全くその通りで、我々もその方向に動いていきたいと思っております。それをまず一言申し上げた上で、他方若干それには時間がかかるのではという気がしております。というのは、例えば現状で考えれば、相手国政府から資金協力の要請案件が上がってくる。その影響等を調べようと思って、その案件を実施した場合に、このセクター全体にどのような影響があるのかということ、例えば開発調査で調べようとする。その調査の結果判断をし、その元々要請のあった事業を実施するかどうかということを決めようとする、この一連のプロセスには相当の時間がかかるだろう。

そのような相当の時間がかかっても、相手国政府がそれをして欲しいと思うかどうか。外交的な観点から見た場合、相手国から時間がかかりすぎるということ、言われかねないという点も考慮する必要があると思います。ですから、現状を前提にして、何か案件が出てきたところで、セクターに関する調査を仕掛けるというのは、若干遅すぎる感じがする。だからこそ、時間がかかると申し上げたのは、富本さんのお話にもあったように、セクターをあらかじめ調べておいて、その中で日本は何を行うべきかという受身ではなく、もう少し日本がセクターを特定して、その中で何をすべきかということ、あらかじめ方針や方向性がある中で ODA を動かしていく必要があるのではないかというのが、我々の問題意識です。ただ、そこにもっていくには、若干の時間がかかるだろうというのが、正直なところです。

- **國島共同議長** はい、ありがとうございます。私もプロセスの途中で、新しい情報や知見に基づいてカテゴリを変えることがある、そうしたいというのは良く分かるのですが、JICA も行政的な予算執行の非常に厳しい制限を受けているはずで。仮に B から A になったとしても、そんなことを言うのであれば、A にすれば急にやることが増える。ということは、お金がかかる。だけど予算は単年度で、投資予算をきっちり決算しなければいけないという、非常に厳しい制約の基でやらざるを得ない。

B から C にいく時も、そんなこと言ったら余ったお金はどうするのだと、極端な言い方をすればそうなります。ですから、使い余りも、使い足りなくて合理的に増やすことも、全く不可能ではないが、非常に厳しい制約がかかった時に、プロセスを今言った A や B に変えるということは、仕事の量が色々な意味で変わる。仕事の量が変わるということは、必要なお金が変わる。そのようなことが、皆さんがお気持ちとしては変えたいというのは分かるのですが、そこが本当に大丈夫ですか、出来るのですかということで、先程伺ったのです。

- **富本** 確かに現状では、そのような予算的な枠組み、あるいは年度当初の予算の中で、それぞれの事業を行い、効率的に予算を執行していくというのは、JICA の重要なマナデイトになっております。今後は例えば 10 月 1 日の独法化後は、多少のフレキシビリティと申しますか、外務省から政策目標を示され、計画を立てて、その上である程度の

予算執行についての裁量が認められるというように理解しております。要するに、行政的に予算を消化することだけを、金科玉条にするだけではなく、当然のことながら効率と効果というものを考えなければいけません。コストは出来るだけ下げて、効果を高くする。そのような意味では、手間のかからない事業をしていこう。しかし、同時に効果を高める、社会影響が少ない、環境影響が少ないような、そして経済効果・社会効果が高いような案件をするという意味では、必要なコストをかけて、そのような調査をするということ、今後はある程度認められるのではないかと考えておりますし、また JICA がそのような組織になるように努力をしたいと思っております。

- **國島共同議長** それをプッシュできるようなガイドラインなり、思想があることが望ましいということですか。
- **富本** おっしゃるとおりです。そのような点を是非お願いしたいと思います。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **事務局 松浦（以下 松浦）** 無償資金協力部の松浦です。國島共同議長がおっしゃったのは、予決令の世界でという話だったと思いますが、特殊法人の予算の動かし方は、完全な予決令とは一致していない。そのような中で、今言われた個々のプロジェクトが予め年度当初に決められているということはないわけで、その中でいわゆる事業団の事業計画なり、外務省から出る実施方針の中で行うということであれば、國島共同議長がおっしゃった意味での硬直性というのは長くて一年ということになるわけで、そのような国とは違う予算の動かし方は、現状でもしているわけで、そのような意味で、国の動かし方の予算の中での硬直性が、そのまま JICA にもあるはずだというのは決め付けすぎではないかと思えます。
- **國島共同議長** 分かりました。10 月から JICA は法人化しますが、外務省の方は旧来のままですから、大変ですね。この話はこれくらいにしまして、他の件でございますか。田中委員、どうぞ。
- **田中委員（JICA 国際協力専門員）** 今のご議論につきまして、開発調査について申し上げたいのですが、これまでも議論してきたことですが、マスタープラン、フィージビリティスタディ、ディテールデザインと 3 つのステージで開発調査が行われております。本来、環境社会配慮面の情報もきちんと先方政府で議論された上で、熟度が非常に高いフィージビリティスタディを JICA が調査を行うという場合には、さほど A・B の大きなインフラの案件の場合に、カテゴリを決める時に、間違いが起こらないと思うのですが、その情報が非常に曖昧だと、B と付けていて、実際事前調査にいき、色々調べたら実は A だったことになりまして、國島共同議長がおっしゃったような予算の問題が、やはり生じると思えます。A が B になるのはまだいいですが、B が A になるというのは非常にまずいと思えます。そのような意味では、マスタープラン自体をもっと今まで以上に重要視して、先程おっしゃられたセクターですとか、地域、そういったところで行うマスタープランレベルでの熟度を、先方政府のカウンターパートと一緒に開発調査の

中で詰めていく。その中から選ばれるフィージビリティの優良案件の上位のプライオリティの高いものについて、フィージビリティスタディを次の段階でかけていく。マスタープランをする中で、当然環境社会配慮についても、日本のコンサルタントの方々も、先方と一緒に仕事をする中で、技術移転を進めていくということになれば、議論しているような問題が大幅に改善されることになると思います。そのような意味で、カテゴリ A・B につきまして、関係するような大規模なインフラについては、私はマスタープランがこれから重要になってくると思います。多分コンサルタントの方々も、マスタープランをされたお仕事が、次の F/S になかなか繋がらないと思っている方がいらっしゃるのであれば、是非そのマスタープランをいい物に仕上げ、それを日本側が採択をしていくということが大事だと感じております。以上です。

- **國島共同議長** ご意見ありがとうございました。
- **原科共同議長** 大変重要な点だと思います。ECFA の方からも、そのようなお話を聞いたばかりですので、現実の問題として、個別の事業に対応するマスタープランを作っても、事業のところに繋がらないということが、随分あるように私も伺いました。それを考える時に、マスタープランをきちんと作るための実行力・執行力・規制力。多くの場合、マスタープランを作っただけで終わってしまいますので、作っただけで終わらないようにするには、どうしたらいいかということも、是非 JICA でお考え頂きたいと思います。相手の国の話なので、なかなか難しいかと思いますが、どうしたらマスタープランの実行性が高まるか。それがあれば繋がります。
- **國島共同議長** ただ、今の田中委員のご意見は、なるべく上流と申しますか、元の部分をしっかり行うということで、一般的にはもっともなご意見だと思います。先程、少し山田委員から、最初のことというのは、色々な人や色々な国が関与して、そして相手は日本的な常識以外の国の色々な立場の人達が行うから、分からないことが多いのだ。でも色々な事情で始めたものに対して、段々分かってきて、合理的な判断が出来たプロセスで、そこで合理的に変えられるというその仕組みを、必ずつけるということの重要性を多くの方が強調されているように聞こえたので、今おっしゃったことは大変大事なことだと思うのですが、プロセスとマスタープランを両方重要視して進めるということにもっていくということで、これはこれでよろしいですね。プロセスについては、今言ったようにお金を動かすのは大変だから、頭でしっかり行って、なるべくプロセスで変えることのないようにという考え方と、今のは違いますか。
- **原科共同議長** そうではありません。私は違います。マスタープランをきちんと作っておく。それは具体性が低いので、個別のプロジェクトの時に、もう一回マスタープランにフィードバックして戻って、それとの整合性で、個別のプロジェクト自体の提案が、本当にいい方向なのか、どうなのか。チェックするためのマスタープランです。プロジェクト自体に、どんどんフィードバックしなければならないと思っています。
- **國島共同議長** 分かりました。他にございますか。どうぞ、石田委員。

- **石田委員** JACSES の石田です。8 ページの社会環境の箇所ですが、このカテゴリ分類は、基本的には自然環境について書かれていると思うのですが、数回前に議論しました、例えば民主的制度や軍事政権、紛争地等といった、特に平和への慎重な配慮が必要と思われる地域も、ここに含めてはいかがかと思えます。
- **國島共同議長** そうですね。それは起草グループで作成して頂く時に、考慮して頂きたいと思えます。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** アジア経済研究所の作本です。先程 A 分類から B 分類、あるいはその逆のお話が出ておりましたが、とても重要なことで、それをさらにマスタープランに反映させる、枠組みを作るということはその通りだと思います。その A と B を行き来するにあたりまして、もう一度セクターについて、議論を元に戻して申し訳ありませんが、ここは重要だと思います。JBIC に合わせるという気持ちや、統一させたいという気持ちは分かるのですが、それよりもやはり JICA はこれまで経験を積んできたわけですし、少なくとも 20 の項目があつて、15 になったということで、実際落ちた項目はどれなのかということを知りたいと思えます。

原料共同議長からお話がありましたように、アセス法が出来て第一種と第二種のうち、第一種はここに全部表記されているのかどうかということ。あるいは、今の JICA と昔との関連、あるいは国際機関、場合によっては途上国では色々な対象項目をアセス対象に入れております。そのようなことを比較対照した上で、この項目を選りすぐって整理する。その場合には、先程上水道のお話もありましたが、定義というのでしょうか。林業と植林ということもありましたが、どこまでが用語の範囲に入るのかという下位の規則というか、定義を示すようなものを別途用意されていた方がいいのではないかという気がします。

- **國島共同議長** 鈴木さん、何かコメントはありますか。
- **鈴木** はい。我々の理解としましては、もちろん JBIC と準拠させて頂いたという中で、JICA として殆ど関係のないと思われるものは取りましたというご発言を致しましたけれども、その中に逆に取るものは取ったつもりでおります。これが JBIC と並びで同じものにしろという議論が最初にありましたので、鉱山やパイプライン、石油化学、石油精製等、私どもではとても実は開発調査の枠組みではしないようなことが、たくさんありました。今のは例ですが、それ以外に、石油、ガス、化学物質ターミナル、鉄鋼業等がございます。そこを全部落としたのですが、逆にそれをまたさらに見ないで、新たなものを作れということになりますと、もう一回それが本当に必要なのか、JBIC のガイドラインと全く違うセクターとしてあげることが、落とすということだけではなく、新しい国際基準を見ながら、もう一回作れということになりますと、根本に立ち返ってしまうことになってしまいます。それがもし委員会の総意でしたら、そうします。すみません、少々驚いたものですから。
- **國島共同議長** 相対的には、今皆さんのご意見を伺っていると、JBIC のものが先にあ

ります。それを一切無視して、JICA として作れという意見は、あまりなかったように思います。ただ一応整合性を取るというものの、なかなか言うのは易し、するのは非常に難しいと思いますが、JICA の独特なものと思われる形で、一つは不要なものは取る。しかし JBIC では項目としてあげきれないものでも、JICA ではこれが付いているというものがあれば、それは漏れなく表示しておくという、非常に難しい注文を言われているのは十分に分かります。この別紙 1、別紙 2 に書かれているところは、こんな聞き方は失礼かもしれませんが、この文章のところは何回も何回も皆さんの意見を聞いてしっかり書いていると思うのですが、ここの文章の厳密さは、それぞれの項目に今色々ご質問があったような問題をお感じなりつつ書いたのか。それとも、もう少し大らかな気持ちで作られたのか。実際のところはどうですか。

- **鈴木** 一応 JICA の中で、ガイドライン改定に关します作業グループというものを作っております。そこでカテゴリが JICA として、最も関係のある、影響を及ぼしやすいセクターとして関連性のあるものだということで、JBIC のガイドラインから抜き出したというレベルのものでございます。そこまでは作業をしております。
- **國島共同議長** そのようなことです。富本さん、どうぞ。
- **富本** 富本でございます。そのような内部の作業の結果でございますが、今のご議論を聞いておりますと、JBIC というのは円借款事業を中心に行っておりますから、JICA でいうと開発調査が、一義的に関係が深い。しかしそれ以外に、無償、技術協力プロジェクトというものがありますので、その特性を活かすということを今おっしゃっていただきましたので、それがどの程度実現出来るかは分かりませんが、今おっしゃったような方向で検討させて頂くことは、やぶさかではないと申し上げたいと思います。
- **國島共同議長** 片山委員、どうぞ。
- **片山委員** 確認なのですが、作本委員がおっしゃったことと関連するのですが、7 ページの「大規模」の定義についてイメージとして確認したいのですが、14 番目の下水・廃水処理。これはどれくらいの規模を大規模と考慮おられるのでしょうか。これはやはり、排水先の環境のキャパシティによって、影響あり・影響なしといったようなことが出てきます。先程も申し上げました上水のところの話に戻りますと、ケニアでナクル湖のフラミンゴの生息地であったところに影響があった。これは上水だけではなく、工場廃水や農薬の問題等が複合的なことがあるかと思うのですが、評価調査を JBIC と JICA でされた。その時の上水道の規模が、2 万立方メートル/日という配水量。問題は下水道がなかったものですから、生活排水としてナクル湖に流れていった。そして貴重なフラミンゴに影響が出て、飛来数が激減したという問題がありました。20 立方メートルとなりますと、我々日本の常識で考えても決して大規模ではありません。しかしセンシティブなところで影響が出たということについて、それについてお聞きしたいと思います。
- **富本** ご指摘のナクル湖に関しては、非常に初期の段階で関連しており、私は担当課長

でございました。覚えている範囲では、当初の上水計画というのが、JICA が開発調査をしたわけではないということを、まず先に申し上げたいと思います。別の機関が行ったものを、審査されて、円借款を付けられたのではないかと思います。その時に、おっしゃったような下水処理の問題、排水がナクル湖に入るということについて、ある程度の認識はあったでしょうが、十分な配慮がされていなかった。そして円借款を実施する段階で、その問題が指摘されました。ある程度対応しなければならないということで、確か無償の前に調査をするわけですが、対応したということでございます。確かに規模はそんなに大きくはないですが、生態系に対して与える影響が大きかったということです。我々もイギリスのフラミンゴの専門家に知恵を借りたり、色々なことをしまして、調査をしたことを記憶しております。そのような意味では、無償資金協力ないしは技術協力全般で行うものが、必ずしも規模は大きくないですが、意外と影響が広い範囲に及ぼすということはある得ると思います。

それから地下水開発でございます。1つ、1つの井戸が小さいにしても、数が100～150と集まりますと、ある一定の地域の地下水、特に化石水などを汲み上げしすぎて、さらに地域が広がりますと、他の地域で水が上がりなくなるというような影響もあり、実は水供給全体の計画を作っておかなければ、非常に問題があるというような経験もございまして。そのようなことで、「大規模」という言葉の意味合いが、誤解を招くようであれば、JICA が行っている事業にあわせて少し変えていく必要があるのではないかと思います。今のところは、先程も申し上げました通り、JBIC のものをそのまま持ってきた形になっておりますので、ご指摘の点は一つ検討させて頂きたいと思います。

- **田中委員 (JICA 国際協力専門員)** ご参考までに、先程カンボジアの例を申し上げましたけれども、カンボジアでは **Waste Water Treatment Plant** につきましては、環境影響評価、イニシャルと EIA の両方を含めまして、オールサイズとなっておりますので、小さくても、大きくても行うということに向こうの法律ではなっております。ただ常識的に、流域下水道をきちんと整備するようなものを、たくさん人が立ち退くような場所に作るのか、あるいは自然環境の影響があるような場所に作るのかということでも変わってくると思いますし、サイズや立地、場所によっても違うと思います。ですから、先方の国の法律の中での議論と、日本側からみて常識的な範囲、これは今までの経験、マルチ、バイラテラルの経験なども含めて、多分カテゴリを考えていくようなことになると思います。
- **國島共同議長** はい。議長として本日も含めまして、今までの議論をして頂き、あともう少しでひとまとめをする時期になるかと思います。皆さんのお話を伺っておりますと、環境社会配慮といった時に、非自発的な移動をさせられる人間が非常に多いということ、それを主として考える。ただ審議の過程で、自然環境や社会影響というものも、ただ人が移住させられるというスコープだけで議論をしていても、それと関連があるから、総合的には考える必要があるというようなご意見があったのですが、最終的にまとめる

時に、皆さんご意見を言いたくても、おっしゃらない方もいるかもしれませんが、いわゆる自然環境に対する配慮と、人が動かされてしまうというような配慮が全く違うと言わないまでも、かなり特性や扱い方が違います。それから、動植物に関することですか、色々なことで議論が活発になることはいいことですが、今まとまっていない感じがします。基本的には環境社会配慮というのは、相手はまず人を主体に考えるということによろしいのですか。

- **原科共同議長** 私はそうは思いません。両方です。
- **國島共同議長** 両方を同じように考えるということですか。自然環境もということですか。
- **原科共同議長** 私はそう思っておりますが、皆さんはいかがでしょうか。
- **鈴木** おそらくカテゴリ分類で見なければならぬカテゴリということは、今まさに議論していることなのですが、つまりセクターの問題、特性の問題、地域というカテゴリ分類のものと、実際にスコーピングをして、事業の中で見ていかななくてはならない配慮といったものが違うのではないかと思います。社会面でもおそらくカテゴリ分類として、社会面として見ていかななくてはならない特性。主な例として、非自発的住民の移転というものは、まさにそれだと思えます。それと社会影響としてスコーピングに何の項目を入れていくのか。何を見ていくのか、本当に配慮していくのかということとは別でございます。それぞれに環境社会というものがあるということではないのでしょうか。それを混在して議論をしてしまいますと、カテゴリ分類ではとても調べようのない大きな社会影響というもので、最初のカテゴリ A だ、B だという非現実的なことをしてしまいかねない。むしろそのようなものは、スコーピングの項目として明確にして、調査の段階できちんと配慮していくことだろうと思えます。
- **原科共同議長** はい。そうですね。おっしゃるように、スコーピング段階では詳細なチェックをするために、影響の予測評価項目というものを決めます。しかし、それはものによっては、相当詳細な調査をしてみなければ分からない。そのようなこともありますので、間接的な代理指標みたいないくつかの項目があって、それをチェックしていくことが現実的な方法だと思います。おっしゃるとおりで、関連はあります。
- **國島共同議長** 澤井委員、どうぞ。
- **澤井委員** JBIC の考え方を整理させていただきますと、ここにあるセクター、特性、地域はあくまでも例示です。このようなところに該当すると、おそらく環境影響が大きい事業であろう、蓋然性が非常に高いという例示であります。では A という定義は何かというと、ここの文章に書かれているものに尽きます。環境への重大で望ましくない影響のある可能性を持つプロジェクト。これがカテゴリ A であって、その蓋然性の高い例示を、後ろに挙げているわけです。そのような意味では、調査をきちんと行い、A か B か C かを決めるのが本来の姿です。ただ情報が無い時は、このようなセクター、特性といったものを参考にしながら、一応カテゴリを決めて、調べた上で再度カテゴリを決め直す。

そのような手続きでございます。

- **國島共同議長** ありがとうございます。はい、どうぞ。
- **作本委員** アジア経済研究所の作本です。その場合には、例示ということで、これによって縛るものではない。将来的にはどちらが有利に立つのかという議論になりますので、本文を少し見ましたら、1-3 では「持つような」という表現に確かになっております。あくまでも例示ということであれば、この表の中に、先程私は定義ということを行いました。このカテゴリー分けが最後の決め手になるのではないかと思います。その場合はここに、「その他」もしくは「～等」という言葉を入れることによって、A と B の判断に流動性をもたせられる、場合によっては B から A に戻るようなことも書いてありますが、そのような余地を残すことも可能なのではないかと思います。

もう1つ、カテゴリー分けに係るのですが、1、2、3 という分け方は、他の国際機関等でもしているし、JBIC に準じたということですが、大規模という論点をご指摘ありました。それからもう1つ、3 の影響を受けやすい地域。このような分け方をしているのを見ますが、最近 ODA 大綱も出ました。環境のところは、私は新聞記事で読んだのですが、地球環境保護という目的から出てきて、環境配慮を実施するという書き方になっていたような記憶をしております。そうすると、3 番のカテゴリーは地域に限定され、地域に影響があるかどうかということとされております。その場合は、自然環境と社会環境、その当該地域に影響さえなければいいという表現になっているわけですが、これは先程原科共同議長がおっしゃったように、土地利用計画や SEA という視点が、さらに地球環境規模の影響あるいは SEA の目の付け方というものを入れるのであれば、3 の中にもそのような切り口というものが、創造的に入れられなければならないと思いました。具体的にはアイデアはありませんが、以上です。

- **鈴木** カテゴリー分類で、今作本委員がおっしゃったようなことを入れるのか、検討する影響の範囲として入れるのかというのは、必要かと思えます。地球環境という言葉は非常に大きい言い方ですが、以前当日参加者の方からも自然環境や地球環境についてのご指摘がございました。考え方として、そのようなものに対して検討をする影響の範囲として入れるというのは、非常によく分かるのですが、カテゴリー分類で地球環境に及ぼす影響があるというような考え方について、ここはカテゴリー分類ですので、検討する影響の範囲とカテゴリー分類は多分違うので、カテゴリー分類として最初にスクリーニングをする時に、何に着目して A・B・C に分けるのかということですので、これはどのようにとらえればいいのか、私自身分かりません。
- **作本委員** 1 と 2 と 3 というのは、やはり特定地域・当該地域についての環境影響が大きいのか、小さいかということが前提になっております。ですから、例えば 4 の項目において地球全体についてという項目を入れると、整理がつかなくなるのかと不安になりますので、チェック項目としてこの議論は立たなくなるのかということも心配です。ただ、今このような地球環境まで注意を払う時期で、日本の ODA の影響、JICA の役割とい

うものが大きくなる中で、やはり地球環境の視点というものが、どこかチェックリストや本文の中でも構わないので、何か表現できないものかという気がします。

- **國島共同議長** 富本さん、何かございますか。
- **富本** 非常に難しく、国を基準として、その中のセクターと地域とあるいはプロジェクトなのですが、1つ関係するのは地球環境とまでは言いませんが、国際河川の問題です。これは上流の国の排出物が、下流の国に相当影響を及ぼすということがございまして、JICAも河川の浄化というような開発調査もしたことがございます。それから、国際的な湖沼の問題、酸性雨、気象変動といった問題ですが、これはおっしゃられた点は非常に重要だと思うのですが、これをどのように扱っていけばいいかということは、今すぐにいいアイデアが出ません。理想的にはそのような項目も当然入れていかなければならないし、そうなりますと国や地域に広がりを持った、ある程度の取り組みをしなければならぬのではないかと思います。
- **原科共同議長** 今、作本委員がおっしゃった観点、4つめの大きな観点ということで、地球環境の影響というものは、なかなか表現が難しいと思うのですが、ただ私は先程も申し上げましたように、セクター別というのはプロジェクトレベルだと思います。ですから、これらをもっと包含したような広域的な話として、地域の総合計画、土地利用計画と先程申し上げましたが、そのような意味で影響を受けやすい政策や計画というものがあろうと思います。具体的には総合計画、土地利用計画、政策に絡む問題。よく各国で実施しているのは、全国レベルの廃棄物処理計画の問題。これは結構あります。そのようなものは非常に影響を受けやすい政策レベルだと思います。セクターと少し違うような感じがしたので、そのようなことを4番目のところに入れる。それはまさに地球環境や持続性に関わる問題なので、そのようなことをうまく整理できればと思います。
- **國島共同議長** 一応カテゴリ分類の1-3、1-4の皆さんの意見を伺っておりますと、少なくともA・B・Cに分けてそれぞれについて取り扱う。それぞれ基づいて取り扱うということについては、大きな異論はないと思います。ただ、資料の別紙のところの過不足、まとめ方、内容、言葉遣いについては、今の原案を再検討して起草グループの方に、まとめて頂き、次々回の委員会に反映して頂くということにしたいと思います。そろそろ2時間が経ちますので、差し支えなければカテゴリ分類の1-3、1-4を一区切りにして、休憩後に情報公開のところに進めさせて頂きたい。情報公開のところでは、先程お約束しました松本委員（FoE Japan）からのご提言やご指摘を、今のカテゴリ分類の決め方に密着した意見を頂いております。16時まで休憩して、16時から相手国の情報公開の前まで、必要であれば鈴木さんから一言言って頂いて、その後松本委員からご提出頂いた資料のご説明をして頂き、その後全体の議論をしていくということにさせて頂きたいと思います。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 1-4というのは、全く議論しないのですか。
- **國島共同議長** 一緒にしていたつもりです。

- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 一緒にしていたのですか。私は1-4というのは、今の議論にそぐわないと思います。というのは、前回から環境省の小川委員の分類に従って、JICAが行うJICA環境社会配慮調査、現地国政府が行う現地国環境社会配慮調査というように分けて行っております。そのような視点でこれを読むと、これは一体何を指しているのかよく分からない。現地環境影響評価についてのみ書かれております。JICA環境社会配慮調査について書かれているわけではない。あるいは混在しているか。従って、これまでの議論からいくと、そぐわない内容になってきているので、これは棚上げにした方がいいか、もしくは次に議論した方がいいのか、決めた方がいいと思います。
- **鈴木** 確かに、我々は分けて議論をこれまで煮詰めて参りましたので、ここを見ますと、かなり前に作ったものということもございまして、混在しております。棚上げということにして頂いて、実際何をするかというのは、この後の色々な部分で、これまでも出てきておりますので、そこで整理出来ているかと思えます。
- **國島共同議長** では、ボツということですね。
- **鈴木** ボツというか、棚上げということをお願いします。
- **山崎委員** 1-3のカテゴリ分類のところで、色々書き込むべきところがあるのではないかという議論を頂きましたけれども、基本的な考え方は、これはあくまでも例示だということと、蓋然性の高いものを選んでいくということによろしいのでしょうか。そのような考え方で変えてしまうと、非常に議論がおかしくなると思えます。
- **國島共同議長** もう一回、今の議論を基に起草グループから、今おっしゃったようなことに対して答えとなる、このようなことで我々の委員会はまとまっておりますという案が次々回の委員会で出てきます。
- **山崎委員** それは具体的な案文ということだと思うのですが、考え方の整理として、例示で蓋然性の高いものとの理解で良いのでしょうか。
- **國島共同議長** 全会一致かどうかは別にして、それが起草であるということを理解して頂きたいと思えます。
- **山崎委員** はい、分かりました。
- **國島共同議長** それでは、16時5分に再開致します。休憩して下さい。

-----◇-----
休憩 15:55~16:05 (10分間)

-----◇-----